

件名	愛媛県市町合併推進審議会条例
主管課	合併推進室
根拠法令等	市町村の合併の特例等に関する法律 (平成16年5月26日公布、平成17年4月1日施行)

【条例の概要】

愛媛県市町合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項

名称	・愛媛県市町合併推進審議会
組織	・委員 10人以内
委員	・学識経験のある者その他適当と認める者のうちから知事が委嘱（公募委員は、採用しない。）。任期2年（再任可）
会長	・委員の互選により定める。
会議	・委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 ・議事は、出席した委員の過半数で決する。
意見聴取	・調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。

施行日等	施行日: 公布日 失効日: 平成22年3月31日
------	--------------------------

【その他参考事項】

- 設置（市町村の合併の特例等に関する法律第60条）  
市町村の合併の推進に関する構想に掲げる事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（市町村合併推進審議会）を置くものとする。  
市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
- 審議会における調査審議事項  
県が、構想を定め、又はこれを変更しようとする際の構想に掲げる事項の調査審議  
県の諮問に応じ、県における自主的な市町村の合併の推進に関し必要な事項を調査審議
- 市町村の合併の特例等に関する法律の概要  
合併特例区制度等の創設  
市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置  
市町村合併推進のための方策  
ア 総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定  
イ 都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成  
ウ 都道府県知事は、構想に基づき、
  - ・ 合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が1/6以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。
  - ・ 申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあつせん、調停を行わせることができる。等
- 自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（平成17年5月総務省告示第648号）（抄）  
構想を定めるに当たりよるべき基準
  - ・ 構想対象市町村の組合せ
    - 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
    - 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
    - おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村。なお、の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。
- 愛媛県内の人口1万人未満の市町（平成17年3月31日現在）  
上島町 8,218人（平成16年10月1日合併）、松野町 4,910人